



第 329 号 平成18年1月1日

発行所 京都市学校医会

京都市中京区間之町通竹屋町下ル

楠町601-1 こどもみらい館 2 階

T E L (075) 256-0351

F A X (075) 241-3568

発行人 長 村 吉 朗

年 頭 に 際 し て

会 長 長 村 吉 朗

謹んで初春をお慶び申し上げます。本年も、皆様方とご家族にとって良い年となりますようお祈り申し上げます。

さて、本年は4月より医療保険の改訂が予定され、同時に介護保険の改訂もあるという年で、新しい健康保険制度の3%を超えるマイナス改訂などがもれ聞こえてきてあわただしい年の初めとなっております。又いつもの事ながら、誰が考えているのか大体は分かっていることとは存じますが、保険点数改訂前になると訳の分からない開業医の平均年収が新聞報道され、さらには医道審議会での処分の発表などが更に報道されることとなり、このような手法が誠に腹立たしく感じます。しかしながらこのことに関しましては府医や日医に任せて、私に課せられた課題は学校保健です。私ども学校医に取りましても、その果たすべき役割や期待が大きく変わってきております。本年4月よりの京都府医師会指定学校

医制度の実施が目前となっていて、これに伴う研修会の中などにこれらの課題を盛り込んで提供していきたいと考えております。この制度に対するご意見、ご不満はあろうかと存じますが、上から押しつけられたものではなく、自らのために導入したものと受け止め、より良い制度としていきたいと考えております。その為講演会の内容等にご希望がございましたら、遠慮無く学校医会までご連絡頂きたいと考えております。また医療を取り巻く状況は厳しくなる一方で、診療時間の設定も以前より変化してきており、学校医としての仕事の時間を取ることが難しくなってきております。会員がお困りの事がございましたら学校医会までご連絡下さい。小回りのきく活動で一つ一つ出来る限り対応していきたいと考えておりますので、本年も宜しくお願い申し上げます。

謹 賀 新 年

平成18年 元旦

会 長	長 村 吉 朗
副 会 長	奥 村 正 治
〃	平 位 喜七郎
専務理事	林 鐘 声
常任理事	井 上 静 子
〃	中 野 裕

常任理事	藤 田 克 寿
〃	竹 内 宏 一
〃	東 道 伸二郎
〃	青 木 修一郎
〃	蘆 原 亨

新 年 の ご 挨 拶

京都府耳鼻咽喉科専門医会・耳鼻咽喉科学校医会

会 長 井 上 靖 二

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

会員の先生方は平成18年の新春を快晴で穏やかな正月と共に祝いなされた事と存じます。

日本の経済も踊り場を脱却して漸く景気回復の兆しが見えてまいりました。しかし一方、去年はバブル崩壊後潜在的に進行していた弊害が一気に顕在化した受難の年となりました。耐震強度偽装事件はその典型かと考えます。市場原理主義の御旗の下に建築に際し経済設計が極限まで推し進められ、そこには安全設計は完全に忘れ去られていました。更に建築物の安全を審査すべき建築確認検査は全く機能していませんでした。建築基準法の改正により建築確認検査業務は規制緩和の名の下に平成10年「官」から「民」に既に解放されていました。公正中立でなければいけない審査まで何故民営化されたのか甚だ疑問と言えます。民間が公的業務を行うには企業にも個人にも厳しい職業倫理が求められます。これは建築に限ったことではなく医療でも同じ危機に晒されていると言えます。この数年医療も、規制緩和の名の下に小泉政権により公的医療保険の縮小、民営化、医療保険審査の民営化等を迫られています。我々は医療の安全、国民の健康を護る為に過度の規制緩和には毅然たる態度で反対しなければいけないと考えます。性善説に基づいて推し進められた民営化の落とし穴に陥らない為にこの辺で小泉（偽装）改革を検証しなければならないのではないのでしょうか。

昨年4月より個人情報保護法が施行されています。学校保健は児童生徒が健康的な学校生活を送るために必要な事業であり、取り扱われるデータも個人情報に関連するものであります。学校健診は児童生徒のプライバシー保護に十分配慮されるべきであり、健診時のパーティションの設置や所見名の記号化などの工夫が求められます。健診結果は児童生徒及び保護者と教員がその内容を共有すれば良いのであって他の児童生徒に漏洩しないように注意しなければなりません。健診結果の通知に際しては有所見者と無所見者の間に差別が発生しないように配慮される

必要があります。その意味で無所見者にも所見無し
の通知を出すべきかと考えます。いずれにしても
学校保健で個人情報を保護する体制、個人情報を
適正に使用する体制の確立が急がれます。

平成18年4月1日より京都府医師会指定学校医制度がスタート致します。この指定学校医制度は学校保健法、更には教育基本法、個人情報保護法との関わりを十分理解したうえで本来の学校医としての職務を遂行してほしいとの趣旨で発足したものです。学校医は学校健診のみに終わることなく、学校のティーチングスタッフの一員としての自覚のもとに健康教育、健康相談に積極的に参画することが求められています。

今年も「耳の日」公開記念講演会を開催致します。

場 所：京都産業会館シルクホール（四条烏丸）

日 時：3月5日（日）2時～4時

講 演：「耳鳴り」

京都大学耳鼻咽喉科教授

伊藤 壽一 先生

：「聞こえの仕組み、子供の難聴について」

京都府立医科大学耳鼻咽喉科講師

鈴木 敏弘 先生

耳鳴りや難聴で困っている人がおられましたら公開記念講演会を是非ご紹介下さい。講演終了後、同じフロアにて個別相談にも応じます。

去年はいたいけな女の子が殺されるという悲惨な事件が相継ぎました。今年は子供が健やかに暮らせる明るい1年になってほしいものです。

新しい年を迎え、学校医会のより一層の発展と会員の先生方のご健勝、ご多幸を心より祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

軽度発達障害をめぐって……学校医ができること

専務理事 林 鐘 声

通常学級在籍者の6.3%にのぼると考えられているLD（学習障害）ADHD（注意欠陥多動性障害）HFPPD（高機能広汎性発達障害）などの軽度発達障害のこども達は医療を必要とする面も多いにもかかわらず、軽度発達障害のこども達に対して文科省指導のもとでの特別支援教育では、校医は中心的な役割を果たすことを求められていない。

そのためもあってか、この問題を専門家に任せることでやゝもすると等閑視するきらいのある私達学校医に対して、上記シンポジウムが第36回全国学校保健・学校医大会（於大津市）で開催されました。5人のシンポジストの発表を私なりにまとめたので報告します。

- (1) 学校医の立場から 学 校 医 藤澤 晨一
- (2) 学校現場との連携 養護教諭 平田 久実
- (3) 学校専門医との連携 精神科医 三輪 健一
- (4) 臨床心理士との連携 臨床心理士 岡田 眞子
- (5) 医療現場との連携 小児科医 宇野 正章

藤澤氏は日本小児科医会主催の講習をうけて「こどもの心相談医」の認定医でもあります。しかし、小児腎臓病の専門医ではあるが、この分野では所謂“ペーパードライバー”にしかすぎず、軽度発達障害のこども達を診ることは困難で、他の医療機関へ紹介する窓口程度の対応しかできないと卒直に述べられました。全国で1400名近くいる「こどもの心相談医」のうち、個人的に研鑽を深めている医師を除いて、専門的に対応できる医師は極めて少数というのが現状ではないでしょうか。

平田氏は湖南省で平成14年度より実施してきた発達支援教育への実践研究について紹介し、身体症状を訴えるこどもの中に医療の必要性の見極めに校医とのコミュニケーションが必要であった例を挙げました。校医には専門的な対応までは期待していないものの少なくとも相談を受けつけ、専門医を紹介する仕事はするべきとの現場からの切実な報告でした。

三輪氏は精神科領域でも軽度発達障害が問題にさ

れ始めたのは、ごく最近のことであり精神科医であってもこの領域について専門的に対処できる医師は少ないという現状認識を示しました。その一方で、軽度発達障害のこどもが周囲に理解されないことで思春期に精神症状を呈する例が少なくないことから医療の早期介入の必要を訴えました。軽度発達障害のこどもは非常に多く（最近増えている……実質増えているのか、あるいはラベリングが増えているのか、多分、その両者であろうとのこと）、すべての例に専門医が関わることは無理であり、学校医・学校専門医は軽度発達障害のこども達への支援ネットワークの一翼を担っていけるよう、この領域について理解を深める努力を求める発表でした。

岡田氏の発表は、軽度発達障害のこども達について、何ができるのかよりも、まず何を知っているべきかを私達に示す教育講演になっていました。豊かな経験に裏打ちされた発表であり、このシンポジウムの白眉はここにあるのではないかと考えながら拝聴しました。

宇野氏は小児神経専門医として滋賀県LD専門家チームの一員として活動してきた内容を発表しました。医療現場と教育現場との連携、更には保護者（ことに母親）へのサポート、配慮など、相互のコミュニケーションの重要性を指摘し、校医にその仲立ちをすることの必要性を説くもので、そのため“校医は学校へ出向こう”が締めめの言葉となりました。

このシンポジウムは今後の校医活動のあり方の試金石となる課題をとり扱い、時機を得たものでした。重要なのは、軽度発達障害のこども達がそれぞれに適した教育をうけ、自己肯定感をもって岡田氏のようなQOSL（Quality of School Life）が送れるようにすることです。今後、校医、専門医、教育関係者及び保護者を含めた中で、この問題が深く討議されていくことになることを期待し、紹介しました。

左京支部会を開催して

左京支部長 平位喜七郎

平成17年度の京都市学校医会の左京支部会を平成17年11月20日アピカルイン京都にて12名の参加で開催しました。井上常任理事の司会で、初めに支部長の方から左京支部会開催に当たったの挨拶をさせて頂きました。1には、学校医の役割りが急激に変化していること、2には、大文字駅伝やその予選会に出来るだけ担当校の学校医が出務医になって頂きたいこと、3には、75歳定年で交代される新任学校医の選出について、出来るだけ一人1校の担当が望ましいこと、4には、左京区子育てネットワーク会議の協力要請が来ていること、これは左京区医師会と相談すること等の内容です。引き続き、スクールカウンセラーの伊坂先生と澤田先生よりスクールカウ

ンセラーの配置された経過、現況、活動内容、課題等を具体的に語っていただきました。京都市の全中学校にこころの問題解決のため、5年前から配置され始められていますが、スクールカウンセラーの先生に初めて登場していただき、どんなことをされているかを説明して頂きました。スクールカウンセラーの仕事は生徒の悩みの相談だけでなく、担任教師のカウンセラーや不登校生徒の保護者のカウンセラーまで幅広く、多忙な活動をされていることが分かりました。最後に、長村会長より最近の学校医の話題をいくつか提供していただきました。1には、京都でも指定学校医制度が実施されること、2には、学校医と診断書について、3には、読売新聞で騒がれた学校医の時給等を語っていただきました。

1時間の充実した会の後は、昼食懇談を和気あいあいともち、盛会裏に終わりました。

第9回 常任理事会

平成18年1月7日
於 ちもと

出席者 長村会長、奥村・平位副会長、林専務理事、井上、藤田、中野、竹内、東道、蘆原常任理事、新井眼科学校医会副会長、星谷耳鼻咽喉科医会理事

・会長挨拶

<報告事項>

1. 小学生駅伝競走記録会 12/4 (長村)
12月号参照
2. 色覚相談 12/6・13 (新井)
各2名(市内)の計4名
3. 精神衛生研究会 12/8 (平位)
10名の参加
4. 歯科医師会「互礼会」 1/6 (平位)
伊吹議員、山田京都府知事も出席
5. その他

<協議事項>

1. 精神衛生班アンケートについて
中学校80校へのアンケート、校医80%、養護教諭、スクールカウンセラー及び校長とも97~98%の回答率、その内容について次回理事会で検討を加える
2. 大文字駅伝大会出務医について 2/12
理事3名、出場校校医11名の計14名出務。
3. 平成17年度学校医講習会 2/18
長村会長、平位副会長の出席
4. その他

<関連学会・各種協議>

1. 精神衛生研究会 1/12
2. 小学生記録会持久走 1/22
3. 色覚相談 1/24
4. 創立100周年記念式典委員会 2/3
5. 創立100周年記念誌委員会 2/7
6. 大文字駅伝大会 2/12
7. 京都市学校保健協議大会 2/21
8. その他
北支部会 2/4
9. 次回常任理事会 2/4 (1:30PM~)